加古川市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

令和８年３月10日
こども部長決定

（趣旨）

第１条　この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）保育所等　次のアからウまでに掲げる施設のうち市内に所在するものをいう。ただし、市が設置する施設を除く。

ア　児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）第39条第１項に規定する保育所（法第35条第４項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園

ウ　法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等の事業所（法第34条の15第２項の規定により認可を受けたものに限る。）

（２）保育士等　保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を取得した者であって、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として事業者に雇用されたものをいう。

（補助金の種類等）

第３条　補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表のとおりとする。

（補助の対象者）

第４条　補助事業の対象となる者は、保育所等を経営する者（以下「補助対象事業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）補助対象事業者が借り上げている保育士等宿舎（以下「補助対象施設」という。）を有すること。

（２）当該補助事業者が雇用した保育士等（以下「補助対象保育士」という。）を前

号の補助対象施設に居住させていること。

（補助対象施設の要件）

第５条　補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるために補助対象事業者が借り上げている居住用の家屋とする。ただし、補助対象事業者、補助対象事業者の役員、補助対象事業者の従業員、補助対象事業者の親族及びその他利害関係者が所有する施設を除く。

（補助対象保育士の要件）

第６条　補助対象保育士は、補助対象事業者の経営する保育所等に勤務する保育士等であって、補助対象施設に入居している者のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

（１）補助対象事業者との雇用契約において、その労働時間が１日につき６時間以上、かつ、１箇月につき20日以上と定められていること（１週間につき５日以上勤務していると判断できる場合を含む。）。

（２）補助対象事業者に雇用された日から起算して５年以内の者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象保育士としないものとする。

（１）保育所等の長、副園長又は教頭である場合。

（２）補助対象保育士又は同居者が住宅手当等を支給されている場合。

（３）この要綱又は加古川市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱（令和２年11月24日こども部長決定）による補助を受けたことがあり、かつ、当該補助対象事業者の経営する保育所等を退職している場合。

（４）保育士宿舎借り上げ支援事業による補助（市外での利用も含む）を受けたことがあり、かつ、退職している場合。ただし、令和７年度に限り、令和６年度以前に市外で保育士宿舎借り上げ支援事業による補助を受けたことがあり、令和６年度以前に補助対象事業者の経営する保育所等を退職している場合は対象者とする。

（補助金の交付の申請）

第７条　規則第５条第４号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

（１）補助対象保育士一覧表

（２）補助対象保育士の雇用証明書

（３）補助対象保育士の保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し

（４）補助対象保育士の住民票の写し
（５）補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
（６）補助対象保育士負担額等確認書
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。
（１）補助金の交付を受けている者が引き続き同決定を受けようとする場合において書類に記載のある内容に変更がないとき　前項第３号から第６号までに定める書類
（２）補助金の交付を受けている者が引き続き同決定を受けようとする場合において書類に記載のある内容を公簿等により確認できる場合　前項第４号に定める書類
（補助金の交付条件）
第８条　規則第８条に規定する条件は、こども家庭庁が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱及び保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱の定めるところによるものとする。
（実績報告）
第９条　規則第14条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
（１）実績報告一覧表
（２）実績報告一覧表（別紙）
（３）収支決算書
（４）補助対象保育士の給与明細書又は給与台帳の写し
（５）補助対象施設の借り上げに係る毎月の支払額が確認できるものの写し
（６）補助対象保育士の雇用証明書
（７）補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。
（１）第７条第１項の規定により提出した書類と同一の場合　前項第６号に定める書類
（２）第７条第１項の規定により提出した書類と同一の場合又は同条第２項第１号に該当する場合　前項第７号に定める書類
（補助金の額の確定）

第10条　規則第15条の規定により確定した補助金の額が規則第７条により通知した額（規則第13条第１項の規定により補助事業変更申請書を提出し、その承認を受けたときは、当該承認を受けた額）と同額であったときは、補助金等確定通知書による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第11条　補助対象事業者は、補助対象保育士が補助対象期間中、補助対象施設に居住していたことが確認できる当該補助対象保育士の住民票の写し（補助対象期間終了日以降に発行のもの）を添付のうえ、補助金の交付を請求するものとする。ただし、公簿等により当該事実を確認することができる場合は、この限りでない。

（補助金の返還）

第12条　補助対象事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

３　補助対象事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年11月15日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

（失効）

２　この要綱は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた規則第５条に規定する申請に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和８年３月10日から施行し、令和７年４月１日より適用する。

別表（第３条関係）

補助金の種類	補助事業名	保育士等宿舎借り上げ支援事業
	性質	事業費補助
	目的	保育士等の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。
補助金の範囲	対象となる経費	補助対象施設借り上げに係る費用のうち次に掲げるもの ・賃借料 ・共益費及び管理費
補助金の補助率又は額	補助率	４分の３
	補助金の額	補助対象経費の合計金額と国庫補助基準額（１人当たり月額54,000円（令和６年度以前から引き続きの対象者は１人当たり月額55,000円））を比較して、低い方の額に４分の３を乗じて得た額とする。なお、補助対象事業者が補助対象保育士から補助対象経費の一部を徴収している場合は、補助対象経費の合計金額から徴収金額を控除した額と国庫補助基準額を比較して、低い方の額に４分の３を乗じて得た額とする。 ※補助対象期間が１箇月に満たない場合は、国庫補助基準額を当該月の日数で日割り計算した額と実際に支払った額を比較して、低い方の額を当該月の補助対象経費とする。 ※月毎の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別記様式

消費税等仕入控除税額報告書

年　　月　　日

加古川市長　様

補助申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

（代表者氏名　　）

　　年　　月　　日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年　月　日	交付決定番号	第　号
補助金交付決定額		円	
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額　※１		円	
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額　※２		円	
補助金返還相当額（※２の額から※１の額を差し引いた額）		円	
添付資料		１　補助金交付決定書の写し ２　補助金確定通知書の写し ３　その他（補助金返還相当額が分かる資料）	